

# 事務所訪問のご案内（中国・四国）

H30.1.1

法律事務所	事務所の形態	実施日	受入人数	連絡先	担当者	事務所からのメッセージ
広島	本所支部併設	平成30年3月8日午後5時40分 （事前に電話にてご予約下さい） 平成30年3月25日以降5月まで （随時、電話にてご相談ください。 個別に対応いたします。）	上限なし	050-3383-5485 （総務課）	総務課職員 または 弁護士 生田	地方事務所に併設している法律事務所です。 当事務所では一般民事事件、家事事件、債務整理事件を中心に、特に複数の困難な問題に直面した対象者に対しては福祉関係機関の支援者等と連携し合って問題解決を図ることを目指しています。
島根	本所支部併設	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5498	弁護士 桑原	島根県東部を管轄している事務所です。一般民事・家事・刑事事件が中心ですが、近年、福祉関係機関と連携する司法ソーシャルワークにも力を入れています。
浜田	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-0026	弁護士 三上	島根県西部の浜田市にある事務所です。市内の法律事務所は当事務所を含めて4カ所、弁護士は8名という司法過疎地なので、債務整理（管財人業務を含む）、家事事件（特に離婚関係）、後見事件、一般民事事件、刑事事件等を幅広く取り扱っています。 西部地域は県内でも特に高齢化率が高いこともあり、成年後見事件に特に力を入れて取り組んでいます。
西郷	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5326	弁護士 吉田	島根県隠岐の法律事務所です。離島の法律事務所として、事務所が所在する島だけでなく、他の3島でも法律相談等を行い、司法アクセスの改善や連携活動の拡充に取り組んでいます。
香川	本所支部併設	随時 （事前にお電話をいただいたうえ日程調整させていただきます）	適宜	050-3383-5572	弁護士 中田	香川県の県庁所在地に事務所を構える本所併設型の事務所です。 当事務所では、一般民事事件・家事事件・債務整理事件のほか、裁判員裁判対象事件をはじめとする刑事事件を扱っています。また、行政機関・福祉機関から依頼のある出張相談案件や出張打合せ案件、勉強会の実施等、司法ソーシャルワークにも力を入れています。

法律事務所	事務所の形態	実施日	受入人数	連絡先	担当者	事務所からのメッセージ
徳島	本所支部併設	修習生から連絡が入る都度、適宜日時につき調整をし、柔軟に実施日を設定する予定です。	適宜	050-3383-5574	弁護士 谷口	徳島県の県庁所在地に事務所を構える本所併設型の事務所で、同形態の事務所としては小規模な事務所です。当事務所では、一般民事事件、家事事件等の他、刑事事件を多く扱っています。また、関係機関等からの依頼で、講演会の講師も行っています。
須崎	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-5579	弁護士 高井	司法過疎対策としては、市町村や社会福祉協議会と協同での、相談会や講演会の開催に力を入れています。司法SWとしては、子ども虐待に関するケース会への出席や、高齢者・障害者支援機関と連携した相談業務に力を入れています。
安芸	司法過疎対策	申込状況に鑑みて実施	適宜	050-3383-0029	弁護士 伊藤 弁護士 藤原	高知県東部の司法過疎地にある事務所です。高知県東部は、高齢化が進んでいるうえ、生活に困窮している方も少なくありません。当事務所では、自治体での法律相談や高齢者、障害者向けの出張法律相談等を行っています。また、福祉機関との協議会やケース会議にも積極的に参加する等の活動をしています。